

Title	思考・発話の内容節として働く「～ヨウニ」について
Author(s)	藤田, 保幸
Citation	詞林. 17 P.58-P.72
Issue Date	1995-04-20
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/67369
DOI	10.18910/67369
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

思考・発話の内容節として働く「ヨウニ」について

藤田 保幸

1-1 小稿では、思考・発話の意の述語動詞と結びついて、その内容を表わす、次例のような「ヨウニ」節について考察する(注1)。

① この女はどんな陳腐なものを見ても珍らしそうな眼付をする様に思われる。
(夏目漱石「三四郎」)

② 私にはどうもこの小説は焦点がぼやけているように思える。
(梶井基次郎「檸檬」)

③ 彼はそのランプの光を自分の空想と混同して、自分も今電灯の下にいるように思ったからである。
(佐藤春夫「田園の憂鬱」)

④ おばあさまが、母のことを死んだといっただのがわかるようにも思った。
(三浦綾子「塩狩峠」)

⑤ しかし三つ四つと書き進んでいるうちに、僕はそれらの話のひとつひとつがある共通項を有しているように感じられてきた。
(村上春樹「回転木馬のデッド・ヒート」)

⑥ 和博は、自分が思い違ひしていたように言っていた。
こうした「ヨウニ」節を、「ト」などとともに「引用節」

とみる見方がある。この点、筆者の引用論の立場からどのように考えるのか、いささか思うところを述べてみたい。そして、そうした考察をもふまえたうえで、内容節としての「ヨウニ」の意味―統語的な位置づけ・性格づけを与えておきたい。

小稿の論は、前田直子(九四b)を契機として構想したものであるが、筆者なりにこの問題についてまとめを意図するものである。

1-2 なお、次のような、命令・勧告・依頼・要求・祈願などの内容を示す「ヨウニ」は、小稿で扱おうとするものとかなり性格が異なるものである。

⑦・a 幹事長は、明浩に直ちに熊本へ出向くように命じた。

⑧・a 智子は、一日も早く念願がかなうように祈った。

これらも、「命じた」「祈った」主体の命令・祈願の内容を「ヨウニ」が表していて、一種の内容節とみられないことはないが(注2)、前節の「ヨウニ」と意味―文法的性格が異なる。

1-1で見た思考・発話の内容を表す「ヨウニ」は、文体的なこと（口語的語感）が問題にならなければ、ヨウニをミタイニと置き換えることができる。

②・a 私にはどうもこの小説は焦点がぼやけているように思える。

②・b 私にはどうもこの小説は焦点がぼやけているみたい
に思える。

⑥・a 和博は、自分が思い違いをしていたように言っていた。

⑥・b 和博は、自分が思い違いをしていたみたいと言っていた。

⑦・b 幹事長は、明浩に直ちに熊本へ出向くみたいに命じた。

⑧・b 智子は、「日も早く念願がかなうみたいに祈った。

この点でも、①〜⑥と⑦⑧タイプのものとの「ヨウニ」の意味的性格の相違は明らかである。また、前田（二）以下の論にも指摘があるように、⑦⑧タイプものは①〜⑥のようなものと異なり、「ヨウニ」の「ニ」を落とすことができる。

⑦・c 幹事長は、明浩に直ちに熊本へ出向くよう命じた。

⑧・c 智子は、「日も早く念願がかなうよう祈った。

②・c 私にはどうもこの小説は焦点がぼやけているように思える。

⑥・c *和博は、自分が思い違いをしたと言っていた。

これら⑦⑧タイプものは、既に前田も指摘するとおり、「ヨウニ」節の「ヨウニ」直前の述語が未完了形しかとれず（つまり、夕形不可）、その点からも、実現したい未実現の内容を示す目的節に連続するものと見られる。

⑩ 智子は、「日も早く念願がかなうよう（に）努めた。
こうした命令・祈願等の「ヨウニ」節のタイプに属するのは、小稿の考察の対象からははずしておく。

2-1 小稿の問題とする「ヨウニ」節は、「ヨウニ」の形で思考・発話の内容を示すものである。そこで、前田（二）のように、思考の内容や発話の内容を引いてくるという意味で、「スト」とも一括して「引用節」と扱う立場もある。「スト」と「ヨウニ」は、一見確かに類義的でもあり、近似的に書き換えができる。

⑫ 誠は、それが正しいと思った。
↓ 誠は、それが正しいように思った。

⑬ 誠はそれが正しいと言った。
↓ 誠は、それが正しいように言った。

しかし、文中引用句「スト」と「ヨウニ」節は、明らかに機能が異なっており、それは、両者の本質的相違に根ざすものと考えられる。

「スト」は、⑫⑬のように述語で示される発話・思考行為の

内容としての具体的なコトバを引いて、内容節として働くことができる。角度をかえて言えば、⑩⑪の例なら、「思った」「言った」行為とは、事実レベルでは、「それが正しい」という発話・心内発話なのであり、具体と抽象のレベル差はあるにせよ、述部の表わす行為と引用句に引かれる発話・心内発話とが事実レベルで等価のものとして一対に照合される関係構造が形づくられている。このような構造の引用構文を筆者はB類と呼んできた。この種の構造のものは、引用構文としては最も一般的に考えられるものであって、思考・発話の意味をもつさまざまな動詞が「ト」をとって、所謂「引用動詞」として、この種の構造を形成する。

⑭・a 優は、困ったことだと心配した。

⑮・a 見張りの者は、武蔵が来たと叫んだ。

⑯・a 太郎は、事後処理がまずかったと反省した。

⑰・a 次郎は、自分が無知だったと謝った。

しかし、内容節としての「ヨウニ」節は、こうしたさまざまな「引用動詞」と結びつくことはできない。結論的に言えば、「言う」「述べる」「告げる」「報告する」とか、「思う」「考える」「感じる」「見える」といった発話・伝達や思考・認識の意味をもっぱら単に示す動詞でない結びつきにくい。発話・思考の様態や行為としての意義が語義に加わる動詞は、「ヨウニ」をとれない。試みに、⑭⑰・a「ト」を「ヨウニ」に書き改めてみると、いずれも不適格な表現になって

しまう。

⑭・b 優は、困ったことであるように心配した。

⑮・b? 見張りの者は、武蔵が来たように叫んだ。

⑯・b * 太郎は、事後処理がまずかったように反省した。

⑰・b * 次郎は、自分が無知だったように謝った。

強いて読めば、⑮・bの「ヨウニ」を様態修飾ととれないことはないかもしれない。しかし、いずれも極めて不自然で理解し難い。「ヨウニ」が内容節として結びつける動詞は限られている。おそらく、「ヨウニ」節はもともと様態修飾節として働くものであり、伝達・思考の意がもっぱらで、情報として何よりその内容如何が問題になる動詞に単に結びついた場合に、必須成分としての発話・思考の内容を表わす節として転用されるのだろう。このことは、⑯・aの場合には内容節として機能している「ヨウニ」が、内容を示す本来の必須格であるヲ格を埋めてやることで、⑰・bのように内容節として読めなくなり、様態修飾節と解さざるを得ないことから了解されよう。

⑯・a 彼は、かつての教訓が生きていたように述べた。

⑰・b 彼は、かつての教訓が生きていたように、大切なトを述べた。

共時的には同じく副詞句を形成するものであっても、元来指示語に由来するとみられる「ト」が、等価構造を形成して、「ト」の形でかなり自由にさまざまな動詞と結びつけること

とは、大きな相違があるところである。

2-2 ところで、文中引用句「ト」は、右に見たβ類構造だけではなく、次のような構造を形成することもできる。

⑩・a 卓郎は、そんなことはあり得ないと立ち上がった。

この場合、前節で見たタイプの引用構文とは違い、引用句に引かれる発話と「立ち上がった」行為とは、もちろん事実レベルで等しいものではない。両者は、いわば同一場面に共存する別々の行為なのである。同一場面に同時共存する別々の行為がいわば並列的に結びつけられた関係構造が形づくられている。

このような構造の引用構文を、筆者はα類と呼んできた。こうした構造が形成できるのは「ト」の一つの特質であり、「トヨウニ」節では、同様の構造は形成できない。

⑩・b 卓郎は、そんなことはあり得ないように立ち上がった。

α類のような構造を形成できるか否かの違いは、実は「ト」と「トヨウニ」の本質的な相違に根ざすものと思われる。

引用句「ト」は、対象世界に所与とみなされるコトバを引いて、類似・同一性に基づいて再現するものといえる。その点、対象世界の諸事項を抽象化・記号化して表わす通常の言語記号と、「ト」の引用されたコトバとは、対象世界に対する表意の様式が違うのである。藤田(五益)では、この点に関してパースの記号論をふまえ、「シンボル」である通常の言語記号に

対し、引用されたコトバをアイコン記号と位置づけてみた。さて、対象世界の再現だとすると、思考され発話されるコトバを引いて再現するということは、思考や発話といった行為の再現だといつてよい。そして、引用されたコトバが行為としてのコトバの再現であるなら、それ自体が行為を表わすものとすることもできるから、用言的に機能できる。故に、引用されたコトバをひく「ト」は、⑩・aのように、「引用動詞」述語がなくとも、それ自体一つの発話(もしくは心内発話)があったことを示して、後続の共存する行為を表わす述語動詞と、いわば並列的に、こうした構造を形成できるのである。一方、「トヨウニ」がこうした構造を形成できないということは、「ト」と本質的に相異なるもの——アイコン記号ではなく、全文の話し手が対象世界を抽象化・記号化して叙述すべく紡ぎ出した通常の言語記号(シンボル記号)であるということによるといえるのである。

このことは、直観的にも十分感得されることである。例えば、次のように比べると、

⑫・a 善行は、森山博士に一度会ったことがあると言った。

⑫・b 善行は、森山博士に一度会ったことがあるように言った。

「ト」も「トヨウニ」もともに「言った」内容を示すものであるとはいえ、明らかに違いが感じられる。すなわち、aでは、「ト」に導かれる引用されたコトバがもともと発せられたコト

バとほぼ等しいものの再現である」とされるが、bでは、「ヨウニ」に導かれる部分のコトバがもとと文字どおり実際に発せられたものとは感じられない。aの「ト」は、対象世界を再現するイコン記号の語列を導くのに対し、bの「ヨウニ」は、この全文の話し手が紡ぎ出しまとめたシンボル記号の語列だからである。

ところで、「ト」が対象世界の所与のコトバを再現するものであるところから、「場の二重性」という現象も生じてくる。簡略な例で述べよう。

②・a 彼は私に、私を訪ねてきた人がいたと告げた。

傍線部は、実は二つの読みが可能であるが、まず「私」＝「彼」とすると、傍線部の引用句内と地の文とで「私」の指示対象が異なってくる。すなわち、地の文の方では「私」がこの全文の話し手を指し、引用句内では「私」が「告げた」もともとの発話者である「彼」を指すことになり、地の文ではこの全文の発話され場の秩序に従った指示語の決まり方になっているのに対し、引用句内では引用されたコトバが発話されたもともとの場の秩序に従って指示語の指示対象が決まることになる。一文の中に二つの場の表現の秩序が認められることになる。こうした現象が、「場の二重性」である。このようなことが生じるのも「ト」が所与のコトバを再現したものであり、記号として表意の様式において地の文と質が異なる故なのである。もっとも、「ト」の部分の読みは、右ばかりではなく、

「私」＝全文の話し手という読みも可能である。右のような、引用句内にももとの発話者の立場での秩序が生きているものが直接話法、全文の話し手の立場にひきつけられその秩序に従って改編されたのが、間接話法といえる。「私」＝全文の話し手の読みは、地の文と引用句内で「私」の指示対象が一致する間接話法読みである。

「ト」では、こうした話法の対立を一般に考えることができる。これは、「ト」に引かれる引用されたコトバの表現性の本質に根ざすものといえる。しかし、「ヨウニ」節には、こうした話法の対立は生じない。

②・b 彼は私に、私を訪ねてきた人がいたように告げた。

「ヨウニ」節の「私」は、全文の話し手しか指し得ない。「ト」の場合になぞらえて言えば、間接話法しかないということになるが、対立の生じないところに文法的区別は考え難いから、むしろ「ヨウニ」節に話法の区別はないというのが妥当であろう。これは、「ヨウニ」が記号としての表意のあり方において、「ト」の引用されたコトバのような特性を持たず、従って、「場の二重性」のような現象も生じないからに他ならない。

以上に見てきたような点に、「ヨウニ」節と文中引用句「ト」との最も本質的な相違があらわれている。

2-13 「引用」という用語を、極めて日常的な使い方考え

て、他から言葉（やその内容）をもってくる表現の仕方だとするならば、「ヨウニ」についても「引用節」といった呼び方が可能かもしれない。しかし、筆者は、そうした用語法は採らない。それに、他から言葉（やその内容）をもってくるのが「引用」なら、コト節なども「引用」とみなしてよいということになるのではないか。

② 支部長は、新しい知事候補者はクリーンで党派色のない人物が望ましいことを強調した。

（八支部長「新しい知事候補者はクリーンで党派色のない人物が望ましい！」）

しかし、これではもはや、「引用」と実感されるものから程遠いし、「引用」の名で正しくおさえるべき事実を、むしろ看過することにもなるだろう。

筆者は、「引用」という用語で、文における言語記号の記号としての表意様式の右に見てきたような異なるをおさえない。この点を指標として、「引用」か否かを規定したのである。

それが、日常的な用語法を超えて、学術的な用語として「引用」の語を正當に生かし、見るべき事実をおさえる方途だと考えるからである。

こうした立場に立てば、小稿で問題にする「ヨウニ」節は、「引用節」と呼ぶべきものではない。（敢えて「ト」などとも併せて位置づけるなら、思考・発話意の動詞の内容を示す必須成分となったものということで、「内容節」とでも呼ぶのが

妥当だろう。小稿の題名も、この用語に拠った。）

3 「ヨウニ」節を文中引用句「ト」と比較して、その本質的相違を見てみた。その違いをまずおさえたうえで、今度は、内容節としての「ヨウニ」節の「ト」との意味・統語的性格の相違がどのようなところにあるか、今一歩踏み込んで検討してみたい。

こうした問題をテーマに論じた試みに、最初にも言及した前田（五〇b）がある。前田は、こうした「ヨウニ」節の「ヨウニ」を助動詞「ヨウダ」の連用形と考え、「ヨウニ」は「ヨウダト」に等しいと述べる。そして、「ヨウニ」を「推定」あるいは「evidential」な推し量り」という意味を含んだ引用節」を導くものと位置づける（なお、前節までの検討のとおり、この「引用節」という言い方は、小稿では「内容節」と言い換えた）。

確かに、「ヨウニ」は「ヨウダト」と書き直してもほぼ同義的なことが多い。例えば、次のaとbは、ほぼ同じことを表していると思われる。

②・a 橋本はそれが正しいように思った。

②・b 橋本はそれが正しいようだと思った。

従って、「ヨウニ」は「思った」主体である「橋本」の「推定」の気持ちを含んだものと解することができる。それは、前田も主張するように、「ヨウニ」と呼応して「どうやら」のよ

うな推定意を示す副詞があらわれ得ることも裏付けられる。

㉔・c 橋本はどうやらそれが正しいように思った。

もっとも、「推定」と限定することは狭すぎるようで、次のように所謂「比況」(たとえ)と解すべき「ヨウニ」節もある。

㉔・a それを聞いて、敏雄は、盆と正月が一緒に来たように思った。

これも、ほぼ同義的に「ヨウダト」と書き改めることができる。

㉔・b それを聞いて、敏雄は、盆と正月が一緒に来たようにだと思った。

「比況」は「推定」と連続的でもあるが、「まるで」のような副詞と共起すると「比況」の意ははっきりする。右のaも、「ヨウニ」と呼応して「まるで」が共起できることで、「比況」であることは明かである。

㉔・c それを聞いて、敏雄は、まるで盆と正月が一緒に来たように思った。

助動詞「ヨウダ」は、「推定」と「比況」の両意を表わすとされる(注3)。「ヨウニ」を「ヨウダ」の連用形とみなすなら、「推定」の意をもつ場合とともに「比況」をあらわすものがあることも当然予想されるところである。ともあれ、この点を補足すれば、前田のいうように、「ヨウニ」節の「ヨウニ」が「ヨウダ」の連用形だという分析は、一応有効のように見え

る。

けれども、この見方で「ヨウニ」の意味―統語的性格を全般に説明していくことは、やはり問題である。というのも、「推定」もしくは「比況」の意を含んでほぼ「ヨウダト」に等しいものとはとても解し得ない例があるからである。例えば、次のような場合、

㉔・a 心ある人は、差別と貧困のない社会が理想であるように思っている。

「心ある人」が「差別と貧困のない社会が理想であるようだ」と推定しているのだとは考えにくい。(もちろん、「比況」などではない。)「心ある人」は、この場合差別や貧困のない社会が理想だと当然確信しているのであって、この例の「ヨウニ」に推定意は感じられない。その点は、「どうやら」を共起させると、こうした事実の叙述として不適切になることでもわかる。

㉔・b 心ある人は、どうやら差別と貧困のない社会が理想であるように思っている。

すなわち、「推定」や「比況」といった助動詞の意味の認めにくい「ヨウニ」があるのであり、内容節として働くこの種の「ヨウニ」節にも、今一つのタイプを認める必要があるということである。振り返って考えれば、㉔・aも推定意のないものとしても読むことはできる。

更に注意すべきは、次のような事実である。㉔・aは、「ヨウニ」節の述語と「ヨウニ」の間に「トイウ」を挿入しても、

ほとんど意味は変わらない。

②③・c 心ある人は、差別と貧困のない社会が理想であるというように思っている。

また、②③・aは、読みようによっては「ヨウニ」に推定の意味があるともないととれるが、「トイウ」を挿入すると「推定」の意味が感じられなくなる。

②③・d 橋本はそれが正しいというように思った。

一方、次のように明らかに「ヨウニ」に「推定」や「比況」の意味がある場合、「トイウ」を挿入すると不自然になる(注4)。

②③・a 彼には、どうやら失敗したように思えた。

②③・b 彼には、どうやら失敗したというように思えた。

②③・a 彼には、まるで故郷に帰ったように思われた。

②③・b 彼には、まるで故郷に帰ったというように思われた。
つまり、整理すると「ヨウニ」節において、「ヨウニ」に推定・比況意が感じられる場合には「トイウ」の挿入は不自然であり、そういった助動詞の意味の感じられない場合には「トイウ」の挿入は自然なものとなる。むしろ、「トイウ」の挿入によって「ヨウニ」に推定意などがはつきりするようになるのである。

このように、「ヨウニ」節には、性格の異なるものが認められる。そして、こうした「ヨウニ」をいずれも助動詞「ヨウダ」の連用形とすることは、不適当であろう。何故なら、推定

・比況意のない「ヨウニ」では「トイウ」の挿入を許すのであるが、通常助動詞「ヨウダ」が直前に「トイウ」の挿入を許すことはないのである。

②③・a それが正しいようだ。

②③・b *それが正しいというようだ。

②③・a 盆と正月が一緒に来たようだ。

②③・b *盆と正月が一緒に来たというようだ。

従って、小稿で検討している「ヨウニ」節については「ヨウニ」を助動詞「ヨウダ」の連用形とみて一括して説明するような単純な処理では、そのすべてを片づけることはできないのである。

なお、前田は「知る」等の叙述的動詞が「ヨウニ」節を内容節としてとらないことも、「ヨウニ」のもつ推定意との矛盾から説明しようとするが(注5)、「ヨウニ」節すべてに「推定」のような意味が認められるものではないとなると、別の角度からの説明が必要となってくるだろう。

4-11 ここで、前節の要点を今一度整理すると、小稿で問題にする「ヨウニ」節には、二つのタイプのものがあった。第一のタイプは、「ヨウニ」に推定・比況といった意味が認められ、「ヨウニヨウダト」とほぼ置き換えられるものであり、第二のタイプは「ヨウニ」に推定・比況といった意味が認められず、「ヨウニヨウダト」とは解し難いものであつ

た。この二つについては、今少し立ち入って考えてみよう。

第一のタイプの場合、「ヨウニ」の前に「トイウ」の挿入は適当ではない。この点は、前節に、見たとおり助動詞「ヨウダ」と同様であり、かつ、第一のタイプの場合、「ヨウニ」に推定・比況意が読みとれるのだから、第一タイプでは、「ヨウニ」は助動詞「ヨウダ」の連用形だと考えてよいだろう。仮に構造を図示すれば、次のようになるだろう。

⑩・a 彼は「彼女の判断が正しいように」思った。
思考・認識の内容が、連用形の係り成分の形式で示される表現は、他にも次のようにいろいろある。

⑪・a 彼は彼女の判断を正しく思った。

⑫・a 周一は、陽一の結婚をうらやましく思った。

⑬ 義章には、有里子の言葉が意外に感じられた。

⑭ 私には、ヒゲをそると、田沢氏は別人に見えた。

このような表現を、藤田(一九六〇)では「準引用」と呼んで記述したが、第一タイプの「ヨウニ」節の表現は、この「準引用」と連続するものだろう。ただし、「準引用」では、思考・認識の内容を示す連用形の成分は、思考・認識の対象を示す項を直接格支配しない。つまり、述語が能動形をとる場合明らかのように、連用形の部分が対象を示す項をその主格として格格ととって一つの節をまとめあげることができない。

⑮・b *彼は彼女の判断が正しく思った。

⑯・b *周一は、陽一の結婚がうらやましく思った。

対象を示す項は、ヲ格として連用形とともに述語に從属し、連用形の部分とネクサスの意味関係を結ぶ。

これに対し、「ヨウニ」節は、ネクサスの分断もできるが(ex. 「彼は彼女の判断を正しいように思った」)、⑩・aのように判断の対象項を述語の格支配をうけない主語としてとって一つの節としてまとまることができる。これは、「ヨウニ」の「ヨウ」がもともと形式名詞であり、前にくる部分をうけてめて一つにまとめあげる要素であったという性格が残っている故であろう。

なお、「言う」のような発話意の述部に結びつく「ヨウニ」節は、ほとんどこのタイプになることがないが、これは、「準引用」の表現が「言う」を述語としては形成しにくいということと軌を一にしている。

4-12 一方、推定意等の認められない第二タイプの場合、「トイウ」の挿入も可能である。むしろ、推定意等がないことをはっきりさせるために「トイウ」を入れる方が明確とさえいえる。この点で、助動詞「ヨウダ」の連用形とすることは問題である。「トイウ」が挿入できるのだから、おそらく第一タイプのもものと違って「ヨウニ」とその前の部分との結びつきは弱く、「ヨウニ」は、その前にくる命題内容を述語動詞の示す思考・認識行為の内容として述語に関係づける、いわば助辞相当の「つなぎ」(関係づけ)の語句として働いていると考えられ

る。仮に図示すれば、次のようになるう。

㊦・b 彼は〔彼女の判断が正しい〕ように思った。

この場合の「ヨウニ」がそれが導く命題内容を述部に内容として結びつける助辞相当の「つなぎ」だとすると、「ト」の「ト」も内容を引いてくる「つなぎ」の語句だといえ、その意味では両者は近いところがある。しかし、「つなぎ」の語句としても、両者はもちろんその意味・表現性が異なると感じられるのであるから、その相違を明らかにすることが、次の問題となってくる。そのためには、「ヨウニ」「ヨウダ」といった多様な意味・機能の諸表現の中核に一貫するもの——いわば「ヨウ」の基本義をいったんおさえる必要が感じられる。

4-3 「ヨウニ」「ヨウダ」等の「ヨウ」形式については、主に助動詞「ヨウダ」の研究を中心にかなり多くの研究があるが、それでも「ヨウ」形式の表現全般を十分に一貫して分析したものは少ない。そのうち注目されるものとしては、「ヨウ」形式全般を統一的に解釈しようと試みた森山（未刊）があげられる。

森山は、例えば次のような文をあげ、ここでの助動詞「ヨウダ」の働き——推定とか *probable* な推し量りとかいわれたもの——を「話し手の判断内容が現場状況を通して『真相』への類似として把握される」と分析する。

㊦ 足跡からすると、ライオンがいるようだ。

つまり、話し手が「ライオンがいる」と判断したその判断内容が、「真」であると断じ得ないにせよ、「足跡」といった現場状況からして「真」なるところにだいたい近い・重なるととらえられているというわけである。

助動詞「ヨウダ」の基本義を「真相・真実に近い」といった形でおさえる見方は、従来から示されてきたが（注6）、森山は、これを正統にうけつぎつつ、右に見る「類似性」という見方で、「ヨウ」形式の多様な表現を統一的に説明しようと試みており、現段階では最も包括的で信頼に足る分析を提示していると思われる。

小稿で論じている「ヨウニ」節については、森山（未刊）には立ち入った分析は示されていないが、やはりこうしたとらえ方を推し進めていくことで、分析は可能である。

まず繰り返せば、前節に見た第一のタイプの「ヨウニ」節は、「ヨウニ」が述語の内容補充の準引用成分の一部であって、先の㊦・aを例にすれば、

㊦・a 彼は〔彼女の判断が正しいように〕思った。

「思った」主体「彼」の、「彼女の判断は正しい」とする判断内容についての、断定はし得ないが（状況からして）だいたいそんなところが「真」に近かろうといった気持ちが表示される。所謂「推定」の意味である。また、「比況」の意の場合も、先の㊦・aを例に図示すれば、やはり「ヨウニ」節において「ヨウニ」は準引用成分の一部であって、

②・d 敏雄は、「盆と正月が一緒に来たように」思った。「思った」主体「敏雄」の、本当は「盆と正月が一緒に来た」などという事実はあり得ないが状況はそれに近いあり様だった。気が持ちは示される。所謂「比況」の意である。いずれも、「ヨウニ」が述語の示す思考の主体の気持ちを表わすものとなっている。

これに対し、問題の第二タイプ「ヨウニ」節は、③・bで図示したように、「ヨウニ」が判断内容の外側にあつて、それを導いて述語に結びつける「つなぎ」の語句として働いている。

③・b 彼は「彼女の判断が正しい」ように思った。

この場合、「ヨウニ」は、述語の思考・発話の主体の気持ちではなく、全文の話し手の、正確ではないがだいたいそれに近いところを思った・言つたといつてよいというような気持ちで、判断・発話内容をアバウトにとりまとめて導入するような姿勢を表わすものと考えられる。この点、そうしたニュアンスを特に持たない「ト」と、意味・表現性の上で相違しているのである。このように見ることでは、「ト思ウ・言ウ」と比べ「ヨウニ思ウ・言ウ」に感じられるなにかあまい印象も理解できるだろう。

それに近い・それに類するといった、見方によれば大雑把なニュアンスで導入するという性格をもつところから、第二タイプの「ヨウニ」節を用いると、ぞんざいさ・内容を大切にし

ていないというニュアンスも出てくる。従つて、

③・a 謙治はあれが操縦ミスであるように言つていた。といった表現では、全文の話し手は実はそうでないとほのめかしている印象があるようにも感じられる。しかし、こうした表現に常に発話内容が虚偽だという含みがあるわけではないことは、次のような例でも明らかであろう。

③・b 謙治はあれが操縦ミスであるように言つていたが、まんざら否定できないな。

つまり、ぞんざいにとり扱うニュアンスから、無価値な発言、すなわち、虚偽としてとり扱っている印象を与えることになり、また、実際そういう意図で用いられることがあるにせよ、この種の「ヨウニ」節自体に常に虚偽の内容の導入という含みはないのである。

4-4 以上の分析から、次の問題点も説明できる。

「知る」等の所謂叙実的動詞（把握した内容が「真」であるとの含意のある動詞）は、内容節として「ヨウニ」をとらない。この点、推定・比況意の出でくる第一タイプの準引用的なものをとらないことは、推定・比況意が真実把握の意とも矛盾するものでもあろうし、そもそも叙実的動詞は準引用的内容補充をうけないことから一応了解できる。しかし、「ヨウニ」が「つなぎ」に働く第二タイプの「ヨウニ」節がとれないのは何故なのか。

おそらく、「真」なる内容がだいたいそれに近いといった近似値的な形でしか示されないのは、まずいのである。真実の把握とは、これと明確な形で特定できてはじめて成り立つものだと思われる。例えば、ある原因不明の病気をひき起こす病原体はAかBかCだとだいたい察しがついても、その病原体を「知った」ことになるまい。Aが病原体だといえて、はじめて病原体を「知った」ことになるわけである。言語的にも、この点が重要な要件となってくる。次のような事例を見てみたい。

⑳・a 雅弘は、それが正しいと知っていた。

㉑・b 雅弘は、それが正しいなんて知っていた。

㉒・c 雅弘は、それが正しいなどと知っていた。

「知る」の引用句を、「〜ナンテ」「〜ナドト」のような概念的・婉曲的な含みのある形にすると、かなり不自然になる。もちろん、次例のように、驚きとか批難等の感情が託された言ひ方と考えれば、容認できる(注7)。

㉓ 正浩は、田口君とあの子がいい仲だなんてもう知ってたんだせ。

しかし、そうした感情表現ではない平靜な事実叙述の場合、「知る」の引用句に「ナンテ」「ナド」は使いにくい。これは、「知る」ことが、はっきり唯一・特定の把握であることと矛盾するからであろう。同様の理由で、第二タイプの「〜ヨウ」も叙実的動詞とは結びつけないのである。

5 小稿では、思考・発話を表わす動詞と結びついて、その内容節となる「〜ヨウニ」について、

(1) 「〜ト」と比べての本質的な相違

(2) 意味・統語的な性格の一步立ち入った記述を中心にして述べた。

(1) に関しては、筆者の引用論の基本にある、言語記号の表意様式における質差の観点から、「引用」の表現とすべき「〜ト」との相違を論じた。とりわけ、アイコン記号といえる引用されたコトバをひく「〜ト」は、アイコン記号であるが故の特質をもつのであり、その点をこそ「引用」という用語を用いておさえるべきであり、この立場からすれば、「〜ヨウニ」は通常のシンボル記号の表現であって、「〜ト」のそうした特性は持たず、それ故これを「引用節」とみるべきではないというのが、小稿での一つの主張である。

(2) については、こうした思考・発話の内容を示す「〜ヨウニ」節にも大きく二つのタイプがあり、一方は連用形式による内容補充表現である点で準引用表現に連続し、もう一方は「ヨウニ」が「つなぎ」の語句的に働く表現である点では「ト」をつなぎ語とする引用句「〜ト」の表現と相通う面があることを述べ、あわせて、相違する面についても言及した。㉔のような文で言えば、「ヨウニ」は、aのように「思った」主体の判断内容を示す連用形式による補充成分の一部となつて、「思った」主体の心態の表現ととれる場合もあれば、bのように

「思った」主体の判断内容の外側にあつて、その内容を述語動詞に結びつける全文の話し手の結びつけの姿勢を表わすととれる場合もあるのである。

③〇 彼は、彼女の判断が正しいように思った。

③・a 彼は、〔彼女の判断が正しいように〕思った。

③・b 彼は、〔彼女の判断が正しい〕ように思った。

文末の助動詞「ヨウダ」は、文末におけるモダリティ要素であるが故に、基本的にその全文の話し手の心態の表現である。けれども、同じく、「ヨウ」形式の一つであっても、思考等を表わす述語に内容表現として係る「ヨウニ」は、構造の区切り方に二つの可能性があり、それに応じて「ヨウニ」も、「思う」主体の心態を表わすととれたり、全文の話し手の導入の姿勢を表わすものととれたり、二つのとらえ方の可能性が生まれる。これが、小稿で言う「二つのタイプ」なのである。ただし、もし③のような文が与えられた場合、「ヨウニ」が準引用的成分の一部なのか「つなぎ」的なのかは、文脈・状況等を考慮しなければ判断し難い。とすれば、厳密には「二つのタイプ」というより、「ヨウニ」という形式が、意味・用法の二つの方向に未分化のまま広がっているとみるのがよいように思う。

まとめに代えて、下に図示しておこう。
以上、筆者の引用論の補論の一つである。

(一九九五、三、四 稿)

[注] (1) 念のために、形態的なことについて記しておく、(二)

	内容を直接的に導入	内容を近似的に導入
「つなぎ」による結びつけ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">「～ト」</div> (引用句)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">「～ヨウニ」</div> (「～ヨウニ」節)
連用補充成分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">「～ク／ニ」</div> (準引用成分)	

[図1] 引用句、準引用成分と対比した「～ヨウニ」節の位置付け

で扱うのは、「述語＋ヨウニ」の形を持つものである。細かに言えば、(ア)のような「用言述語＋ヨウニ」の形のものや(イ)のような「名詞―断定助動詞型の連語述語＋ヨウニ」の形のもの考えられる。

(ア)・a 彼が来るように思う／言ウ。

(ア)・b 雨が降ったように思う／言ウ。

(イ) 彼が悪人であるように思う／言ウ。

「節」と呼ぶが、形式上主語を欠くものも便宜上一括して扱う。

また、「ノヨウニ」の場合は、(ウ)のように「ノ」を「テアル」の代用形として考えられる例は、小稿の分析の範囲で考えることができる(形態上「トイウ」介入は不可だが、3節以下でみる「二つのタイプ」の読みも可能である)。

(ウ) 彼が悪人のように思う／言ウ。

ただし、「ノカノヨウニ」は、小稿の対象にならない。

「ノカノヨウニ」は、思考・発話の内容を表わすものではなく、はっきり外面的様態描写に傾くと見られるからである。

(2) ちなみに、命令等の意の述語に結びつく「ノスルヨウ

(二)」を、「ノシロト」といった命令等の引用の間接話法化した形だと見る考え方もある。柴谷(一九七)、益岡・田窪(一九九)などは、この立場である。日本語話者にとっ

て、「ノシロト」と「ノスルヨウニ」が一つの文法的カテゴリーをなして対立するものとはっきり直観されているといえるなら、それも一つの立場である。ただ、命令の「ノシロト」についても、それ自体で間接話法とみられる例もあり(エ)のb)、他の場合との一貫性という点からも筆者は、「ノト」の形式に限定して話法の対立を考える立場をとりたい。

(エ)・a 渡辺さんが、おまえが行けと御指名なので、

まかりこしました。(直接話法)

(エ)・b 渡辺さんが、私が行けと御指名なので、まか

りこしました。(間接話法)

(3) 「婉曲」のような意味を更にたてることもあるが、やや問題である。例えば、雨が降っているのを見ながら、「雨のようだ」というような場合、遠まわしな判断・婉曲などと言われるが、これは、言わば「推定」の「ヨウダ」を用いて明白な眼前の事実を描く結果、遠まわしに見えるものと考えられる。「推定」「比況」と並ぶ意味としてたてるより、「推定」を基本とする一用法で、語用論的な問題と考えた方がよいように思われる。

(4) 「どうやら」は、「ヨウダ」がなくとも、「どうやら」だのように、判断を表わす言い切り文末とも呼ぶ。それ故、㊸・bも、「どうやら」が「失敗した」にかかるとみると、きこえないが許容できなくもない。しかし、少

なくとも、㉔・bの「ヨウニ」にもはや推定等は読みとれまい。

(5) この点、発表資料に明記はないが、口頭でその趣旨の指摘があった。

(6) 例えば、寺村(一九四)二四二頁以下参照。

(7) おそらく、㉔の例などでは、とりたてて詞「ナンテ」「ナド」は、後方移動スコープをもつもの、つまり、とりたての機能が働く場所が直前ではなく、とりたてて詞の後方に及ぶものだと思う。すなわち、この例では「ナンテ」の前の「知っている」内容、「田口君とあの子がいい仲間」の部分の幅のある概略的なものとしてとりたてられているのではなく、「ナンテ」は「田口君とあの子がいい仲間だ」知っていること全体をとりたてて、概略的にぞんざいに扱うのである。ぞんざいに扱うところから揶揄するようなニュアンスが出てくる。「知っている」内容自体が幅のある概略的なものととり扱われるのではないので、こうした言い方は許容されるのである。

〔参考文献〕

柴谷方良(一九六)『日本語の分析』大修館書店

藤田保幸(一九二)「準引用」(『待兼山論叢』15(文学篇))

(一九四)「引用されたコトバの記号論的位置づけと

文法的性格」(『詞林』16)

寺村秀夫(一九四)『日本語のシンタクスと意味Ⅱ』くろしお出版

益岡隆志・田窪行則(一九九)『基礎日本語文法』くろしお出版

前田直子(一九三)「目的」を表す従属節「〜するように」の意味・用法―様態用法から結果目的用法へ(『日本語教育』79)

語教育』79)

(一九四a)「比況」を表わす従属節「〜するように」の意味・用法(『東京大学留学生センター紀要』4)

(一九四b)「引用節」を導く「〜ように」の意味・用法(平成6年度国語学会春季大会要旨)

森山卓郎(未刊)「推量・比喻比況・例示」『よう／みたい』の多義性と判断のレベル(印刷中)

〔付記〕小稿の内容は、筆者が出講した帝塚山学院大学での平成六年度「日本文法論」の講義の一部で受講生諸君と用例をとるなどして考えたものである。また、草稿段階で、丹羽哲也・服部匡両氏より有益な御意見をいただいた。謝して明記しておきたい。

(ふじた・やすゆき 滋賀大学助教授)